

基本的な水上航行ルール



河川内では
右側通航



航走波の
抑制を!



特定船舶
優先区域
大型動力船が優先



禁止!
迷惑運転
危険運転



汽笛類や
灯火の携帯



係留場所なし
大阪湾の
潮位に注意

特定の区域における水上航行ルール

名称	標識	意味
追越し禁止		他の船舶を追い越してはいけません
行き合い注意		他の船舶と行き会う時には、特に注意しましょう
通航制限区域		離岸から5メートル以内は通航してはいけません
船幅制限 (5 m)		船舶が5メートルを超える船幅は通航してはいけません
回転禁止		船舶を回転させてはいけません
行き合い・追越し禁止		河川の切欠部以外ですれ違ってはいけません

特定船舶優先区域について

図上の——で示した区域は、「特定船舶優先区域」を含みます。
下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

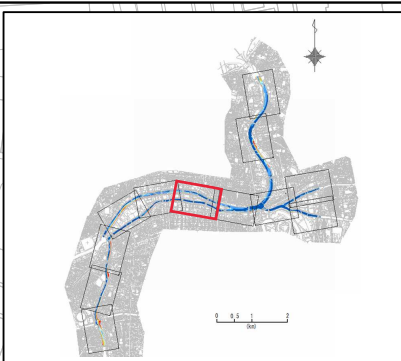
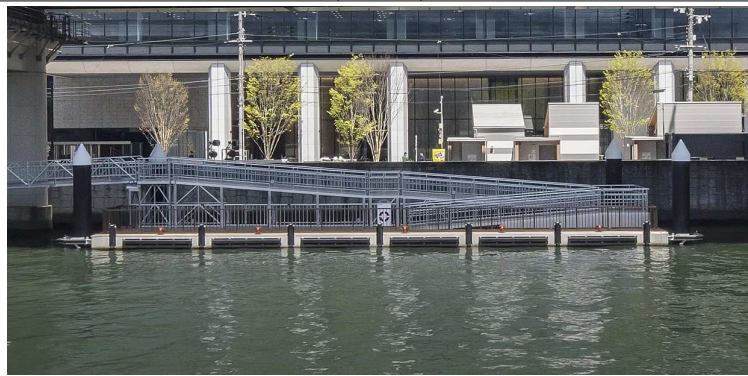
順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
船種	作業船	動力船 (土砂運搬船)	動力船 (旅客船等)	手漕ぎ・ 足漕ぎボート	モーターボート、 水上オートバイ等

特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。
それ以外の水域では、原則として人力船が優先となります。

- ・ 追越し禁止区域
- ・ 行き合い注意区域
- ・ 特定船舶優先区域

堂島浜船着場
(大阪市北区堂島浜1丁目)

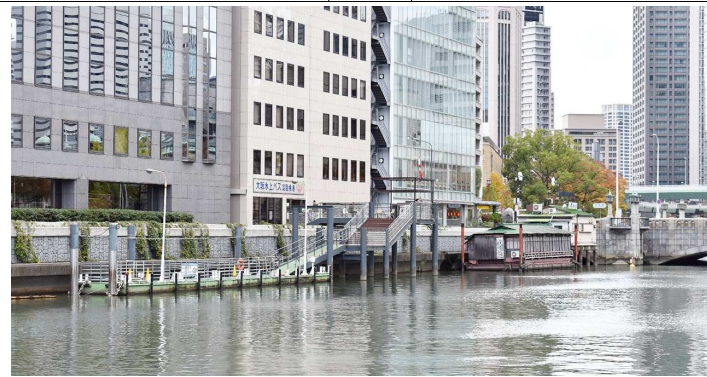
管理者 大阪府西大阪治水事務所
利用窓口 NP0法人大阪水上安全協会



※水深は、塑望平均干潮位0. P. +0.5m時の水面から河床までの深さを示す。
※数値は、2023年12月調査時の結果を示す。
※掲載している橋梁の高さは、平成18年の測量時のものであり、地盤沈下等により変化する場合があります。
また、異常潮位や波の影響、出水により、水面から桁下までの高さや水深は変化しますので、
現地の状況に注意して自己責任のもとご利用ください。

淀屋橋港
(大阪市中央区北浜3丁目)

管理者 大坂水上バス株式会社
利用窓口



ローズポート
(大阪市北区中之島1丁目)

管理者 大阪府西大阪治水事務所
利用窓口 NP0法人大阪水上安全協会



水深情報図

6/13

